

[重要] 各種健康保険証の保険者番号および被保険者等記号・番号の取り扱いについて

2020年10月1日(木)より、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、各種健康保険証(介護保険証を除く)に記載された保険者番号および被保険者等記号・番号の取り扱いが変わります。

【概要】

被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で保険者番号および被保険者等記号・番号の告知を求めることを禁止する(いわゆる「告知要求制限」)規定が設けられました。

【ご依頼事項】

2020年10月1日(木)以降、クレジットカード、ローン等のお申し込みや、開示等の手続きにあたり、各種健康保険証の写しを当社にご提出いただく際は、「保険者番号」および「被保険者等記号・番号」、「二次元バーコード」をあらかじめマスキングしていただきますようお願い申し上げます。

マスキング例

ここを塗り潰してください。

(二次元コードがある場合は、合わせて塗り潰してください)

健康保険被保険者証

本人(被保険者)

記号 [マスキング] 番号 [マスキング] 平成23年4月6日交付

氏名 [マスキング]

生年月日 昭和〇年〇月〇日 性別 男

資格取得年月日 平成〇年〇月〇日

事業所名称 〇〇株式会社

保険者番号 [マスキング]

保険者名称 全国〇〇健康保険協会 〇〇支部

保険者所在地 〇〇県〇〇市〇〇町-〇

印

※ 画像データを送信する際は、付箋等で該当箇所を隠して写真撮影してください。
※ 被保険者証の種類によって、保険者番号及び被保険者等記号・番号の位置が異なりますのでご注意ください。

【対象となる健康保険証】

- 健康保険(社保(協会けんぽ)・組保)
- 国民健康保険
- 船員保険
- 後期高齢者医療制度
- 国家/地方公務員共済組合
- 私立学校教職員共済制度

※介護保険は対象外です。